

## 田川市 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、昭和20年代に石炭産業の隆盛に伴い増加を続けたが、昭和30年前後に10万人を超えたあと減少に転じ、炭鉱の閉山に伴い昭和30年代半ばから昭和40年代半ばまでに急激に減少し、その後も減少傾向が続いている。平成22年には5万人まで減少し、平成30年5月1日現在では48,316人とピーク時の半分以下となっている。

年齢3区分別人口をみると、老年人口(65歳以上:15,883人)は32.9%と増加傾向で約3人に1人が65歳以上となっている。一方で、生産年齢人口(15歳~64歳:26,119人)は54.1%と減少傾向にある。数年後には、老年人口も減少に転じ、生産年齢人口の割合が横ばいになると予測されている。生産年齢人口の割合が横ばいであっても、実数は減少し続けるため、生産性向上策を講じなければ事業活動が制限され、地域経済の弱体化を招くおそれがある。

また、人口移動については、20~24歳の転出超過数が極めて高く、大学卒業時の転出が大きな要因になっている。

本市の産業構造については、卸売業・小売業、医療・福祉、建設業、製造業と多岐にわたっているが、事業所数では、卸売業・小売業が産業全体の4分の1以上を占め、続いて飲食サービス業が15%程度、医療・福祉が10%程度となっており、市内事業者のうち8割近くが従業員数10名未満の小規模事業者で構成され、従業員数30名未満を含めると全体の9割以上を占めており、本市の地域経済は、中小企業・小規模事業者が支えている。

小売業や飲食サービス業、医療・福祉等の三次産業は、二次産業と比べると生産性や付加価値額の向上が容易ではないとされているが、裏を返せば、本市産業の大半を占める三次産業の生産性の向上が実現できれば地域経済の好循環が創出される。また、三次産業の大半を占める医療・福祉や飲食サービス業等の対個人向けサービス業では、女性の雇用の場となっていることも多いことから、女性活躍の推進により、三次産業の活性化が図られ、地域経済全体の底上げが期待できる。

このような中、現在本市の中小企業は、これまでにない深刻な人手不足等の課題に直面しており、一刻も早くこの状況を克服しなければ、人手不足による生産性の低下等により受注機会を喪失し、経営基盤の低下に繋がるおそれがある。市内中小企業の生産性を向上させる取組を展開することにより、人手不足に対応するとともに、経営基盤の維持・強化を図ることが求められている。

## (2) 目標

本計画に基づき認定される先端設備等導入計画による設備投資額が3年間で7億円を目標とする。

なお、その目標を達成するにあたり、市内中小企業の生産性向上を図る設備投資を積極的に促進するため、有用な情報提供や研修の開催、助言等の支援を実施していく。これを実現するための目標として、計画期間中に24件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

本市では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業が策定する先端設備等導入計画に基づく先端設備等の導入を促進することで、事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売業・小売業、医療・福祉、建設業、製造業と多岐にわたり、多様な業種が本市の地域経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、工業団地や工場適地、商店街など市内広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性の向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

「2 先端設備等の種類」で示したとおり、本市の産業は卸売業・小売業、医療・福祉、建設業、製造業と多岐にわたり、多様な業種が本市の地域経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

なお、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、省エネの推進等、多種多様であるため、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業を幅広く対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(雇用の安定)

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象とせず、地元雇用や海外人材の活用を進め、雇用環境の更なる向上に努めるものとする。

(健全な地域経済の発展)

公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められる取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。